

(宛先) 北九州市長

多子世帯利用料請求書

私は、多子世帯利用の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、多子世帯利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 認定保護者と認定子どもが、居住していることを住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を対象施設に確認すること。
4. 認定子どもが、北九州市多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業実施要綱第2条第1号及び第2号に規定するものであるかを確認すること。

1. 認定保護者(請求者)

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名		現住所	電話:		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		生年月日	年	月	日		
氏名		認定番号					
		認定期間	年	月	日～年	月	日
		きょうだいの構成	☐ 第2子 ☐ 第3子以降				
請求期間の住所※							
☐ 現住所のとおり ☐ 市内で転居 ☐ 転入した (月 日) ☐ 転出した (月 日)							
利用施設名							

3. 振込先

☐ 前回申請した口座と同じ			
☐ 下記記載の口座			
金融機関名		預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※ 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、以下の委任状にご記入ください。

委任状	
委任者(認定保護者):	令和 年 月 日
私は多子世帯利用費の受領に関する権限を下の者に委任します。	
受任者(振込口座名義人):	

【提出書類】

- ・多子世帯利用料請求書
- ・口座情報がわかるものの写し(初回申請又は口座変更の場合のみ)
- ・領収書兼提供証明書(シン・子育てファミリー・サポート事業を利用した場合は、シン・子育てファミリー・サポートセンターに利用報告書の作成を依頼してください。「利用報告書」「領収書兼提供証明書」「活動報告書」の添付は不要です。)

以上の書類を下記の請求先までご提出ください。

【請求先】: 子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課「無償化担当宛」
〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 電話: 093-582-2413

※月額上限額は、3歳未満児の場合は42,000円、企業主導型保育施設の場合は0歳児37,100円、1,2歳児37,000円です。

【留意点】

多子世帯認定については、有効期間に限りがあります。有効期間満了日の翌日以降は支給の対象とはなりません。引き続き支給を希望する場合は、各区役所での認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて多子世帯認定を申請してください。認定開始日等は、原則、遡及いたしませんので早めに手続きください。

北九州市確認欄

☐多子 ☐一時 ☐幼Ⅱ ☐新2号 ☐新3号 ☐企業0歳児(37,100円) ☐企業1,2歳児(37,000円)

領収書兼提供証明書

氏名（利用児童）

提供した年月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月
提供した日 （提供日数）	日 ～ 日（ 日）	日 ～ 日（ 日）	日 ～ 日（ 日）
提供時間帯※	: ～ :	: ～ :	: ～ :
利用料（保育料） 【無償化対象】	円	円	円
副食費等 【無償化対象外】	円	円	円

※ 提供時間帯については、標準的な利用時間帯の記入でも可。

上記のとおり、利用児童に対し保育を提供し、利用料を領収したことを証明します。

令和 年 月 日

施設所在地

施設名称

代表者氏名



※ 請求の対象となるのは利用料（保育料）のみです。（入園料、日用品、給食費用等は対象外です）

※ 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：上限額× 転出日までの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：上限額× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

- ・決められた以下の受付期間にこの請求書を使用して請求してください。
請求後、審査を経て翌々月末までに北九州市から利用者の口座への振り込みます。

利用期間	受付期間	支給予定日
1～3月	4月20日（必着）	5月末
4～6月	7月20日（必着）	8月末
7～9月	10月20日（必着）	11月末
10～12月	1月20日（必着）	2月末